

第二期がん対策推進計画（案） 修正部分 新旧対照表

※誤字・脱字等の修正については省略

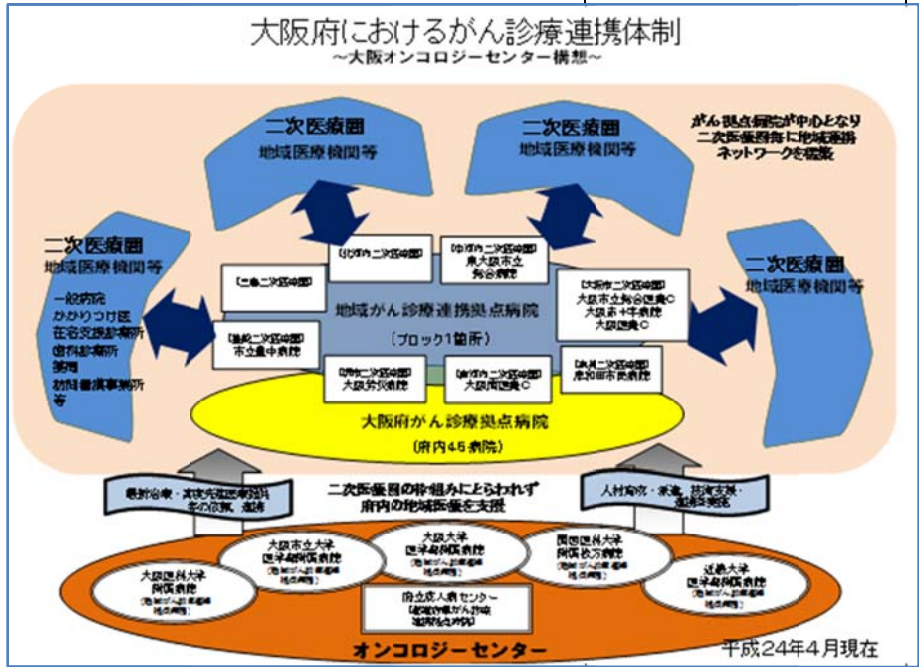
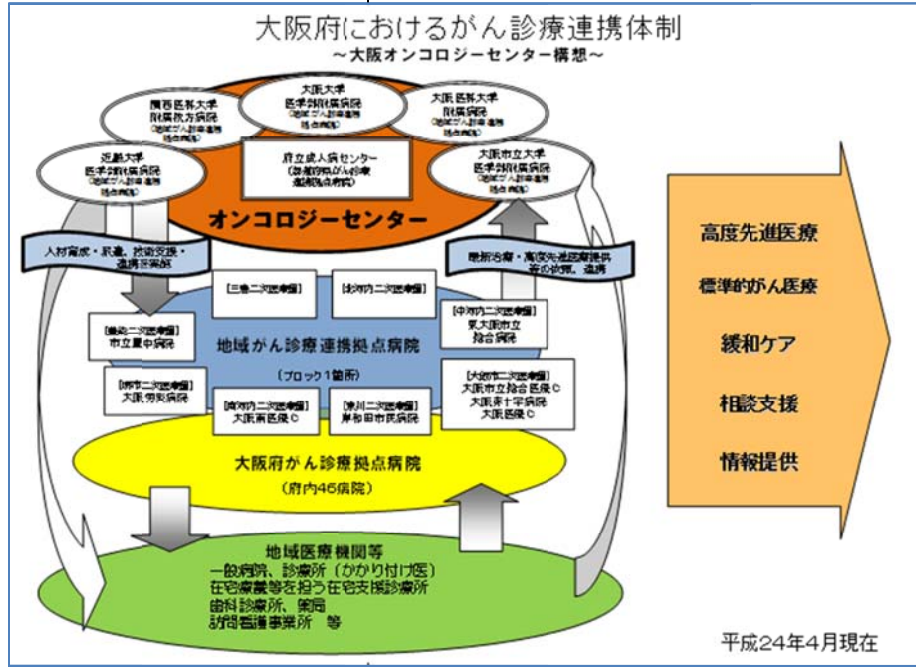
番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
1	25頁 IV 基本的考え方 2 がん対策の取組概要 ≪1≫重点的に取り組む課題	<p>（3）がん医療の充実 第6パラグラフ</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二期計画から新たに盛り込んだ「小児がん対策」については、受療動向等の実態把握を促進するとともに、医療提供体制の推進に取り組みます。 	<p>（3）がん医療の充実 第6パラグラフ</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二期計画から新たに盛り込んだ「小児がん対策」については、国において平成24年度に新たに指定した小児がん拠点病院と、府内の医療機関との連携により、受療動向等の実態把握を促進するとともに、医療提供体制の推進に取り組みます。 	平成25年2月に、小児がん拠点病院として府内2病院が指定されたことに伴う修正
2	32頁 V 分野別の取組 がん予防の推進 ◆たばこ対策等の推進 1 取組の内容 【2】禁煙サポートの推進	<p>【2】禁煙サポートの推進</p> <p>現在、医療機関での禁煙治療は、「ニコチン依存症管理料」として保険診療の対象となり、禁煙のための大きな役割を果たしています。</p> <p>また、禁煙支援の取組として、より身近に、地域や職域で広く実施されている健診・検診の場を含め、妊婦健診や乳幼児健診等の保健事業の機会を禁煙サポートの機会として活用していくことが重要です。</p> <p>そのため、府は、医療機関、市町村及び医療保険者との連携を強化し、これらの機会を活用し、より多くの喫煙者に対して禁煙サポートが実施されるよう働きかけるとともに、禁煙指導者の育成や禁煙支援に関する情報提供の充実と府民への周知を図ります。</p>	<p>【2】禁煙サポートの推進</p> <p>現在、医療機関での禁煙治療は、「ニコチン依存症管理料」として保険診療の対象となり、禁煙のための大きな役割を果たしています。</p> <p>また、禁煙支援の取組として、より身近に、地域や職域で広く実施されている健診・検診の場を含め、妊婦健診や乳幼児健診等の保健事業の機会を禁煙サポートの機会として活用していくことが重要です。</p> <p>そのため、府は、医療機関、市町村及び医療保険者との連携を強化し、これらの機会を活用し、より多くの喫煙者に対して、禁煙に対する助言や禁煙治療に関する情報提供等禁煙サポートが実施されるよう働きかけるとともに、禁煙指導者の育成や禁煙支援に関する情報提供の充実と府民への周知を図ります。</p>	2月定例府議会を踏まえて修正

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由												
	32～33頁 V 分野別の取組 がん予防の推進 ◆たばこ対策等の推進 1 取組の内容 【3】受動喫煙防止の推進	【3】受動喫煙防止の推進 受動喫煙防止については、平成15年施行の「健康増進法※」第25条に基づき、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙防止に関する措置を講ずるよう努めることが求められています。 また、我が国は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約※」（FCTC）を、2004年（平成16年）に批准しています。 府では、平成24年10月に出された大阪府衛生対策審議会の「今後の府の受動喫煙防止対策のあり方」についての答申に基づき、条例やガイドラインを策定し、それらに基づく対策を推進することとしています。	【3】受動喫煙防止の推進 受動喫煙防止については、平成15年施行の「健康増進法※」第25条に基づき、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙防止に関する措置を講ずるよう努めることが求められています。 また、我が国は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約※」（FCTC）を、2004年（平成16年）に批准しています。 府では、平成24年10月に出された大阪府衛生対策審議会の「今後の府の受動喫煙防止対策のあり方」についての答申に基づき、 受動喫煙防止対策を推進することとしています。	2月定例府議会を踏まえて修正												
3	38頁 V 分野別の取組 がんの早期発見 ◆がん検診の充実	◆がん検診の充実 前文 平成22年度 地域保健・健康増進事業報告における大阪府のがん検診受診率及び順位（乳がん検診及び子宮頸がん検診） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>がん検診</th> <th>子宮頸がん検診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16.0%</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td>(37位)</td> <td>(36位)</td> </tr> </tbody> </table>	がん検診	子宮頸がん検診	16.0%	21.9%	(37位)	(36位)	◆がん検診の充実 前文 平成22年度 地域保健・健康増進事業報告における大阪府のがん検診受診率及び順位（乳がん検診及び子宮頸がん検診） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>がん検診</th> <th>子宮頸がん検診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.8%</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>(37位)</td> <td>(37位)</td> </tr> </tbody> </table>	がん検診	子宮頸がん検診	15.8%	21.7%	(37位)	(37位)	和泉市の乳がん及び子宮頸がん検診受診率の算出誤りに伴う修正
がん検診	子宮頸がん検診															
16.0%	21.9%															
(37位)	(36位)															
がん検診	子宮頸がん検診															
15.8%	21.7%															
(37位)	(37位)															

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
4	51頁 V 分野別の取組 がんの早期発見 ◆肝炎肝がん対策の推進 1 取組の内容 【1】肝炎ウイルス検診の推進と肝炎ウイルス陽性者に対する支援の充実 (1) 肝炎ウイルス検診の累積受診率の向上	■肝炎ウイルス検診の受診機会の確保 府委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業については、現在、府内で約3,600件の医療機関が無料検診事業に協力しているところですが、今後も、府民の受診機会の拡大を図るため、無料検診の協力医療機関数の確保を図るとともに、協力医療機関の院内掲示を活用する等、府民への無料検診事業の普及啓発を図ります。	■肝炎ウイルス検診の受診機会の確保 府委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業については、現在、府内で約3,600件の医療機関が無料検診事業に協力しているところですが、今後も、府民の受診機会の拡大を図るため、無料検診の協力医療機関数の確保を図るとともに、協力医療機関の院内掲示の活用や、健康診査や検診受診の機会をとらまえて肝炎ウイルス検診制度を紹介する等、府民への無料検診事業の普及啓発を図ります。	パブリックコメント意見を踏まえ修正（意見20、30）
5	51頁 V 分野別の取組 がんの早期発見 ◆肝炎肝がん対策の推進 1 取組の内容 【1】肝炎ウイルス検診の推進と肝炎ウイルス陽性者に対する支援の充実 (2) フォローアップ事業の充実	(2) フォローアップ事業の充実 第5パラグラフ そこで、府としては、肝炎フォローアップ事業を着実に推進するため、事業評価のための体制の構築を図り、市町村、府保健所及び委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業において肝炎ウイルス陽性であった者の精密検査受診状況及び治療状況、専門医療機関への紹介・受診状況の把握に努めていきます。	(2) フォローアップ事業の充実 第5パラグラフ そこで、府としては、肝炎フォローアップ事業を着実に推進するため、事業評価のための体制の構築を図り、市町村、府保健所及び委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検診事業において肝炎ウイルス陽性であった者の精密検査受診状況及び治療状況、専門医療機関への紹介・受診状況の把握に努め、肝炎ウイルス陽性者の専門医療機関への受診促進を図ります。	パブリックコメント意見を踏まえ修正（意見13）
6	53頁 V 分野別の取組 がんの早期発見 ◆肝炎肝がん対策の推進 1 取組の内容 【2】肝炎ウイルス陽性者に対する治療体制の充実	(3) 大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会における事業の評価・検討 肝炎肝がん対策部会は、保健所、市町村、医療機関等の緊密な連携による肝炎ウイルス感染者に対する継続的な保健指導システムと、府内における専門医療体制を確保するため、府の諮問に基づき、専門医療機関、協力医療機関の選定や、標準的な治療に関する指針の作成、評価及び普及等について協議します。	(3) 大阪府がん対策推進委員会肝炎肝がん対策部会における事業の評価・検討 肝炎肝がん対策部会は、保健所、市町村、医療機関等の緊密な連携による肝炎ウイルス感染者に対する継続的な保健指導システムと、府内における専門医療体制を確保するため、府の諮問に基づき、専門医療機関、協力医療機関の選定や、二次医療圏毎の検診・医療提供体制の課題の把握と解決方策の検討、標準的な治療に関する指針の作成、評価及び普及等について協議します。	パブリックコメント意見を踏まえ修正（意見24）

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
7	54頁 V 分野別の取組 がんの早期発見 ◆肝炎肝がん対策の推進 1 取組の内容 【3】情報提供・普及啓発 の推進	（2）肝炎肝がんに関する普及・啓発 第2パラグラフ 府は、肝疾患診療連携拠点病院等と連携し、ホームページ等を活用し、「健康手帳エル」をはじめとする肝炎肝がんに関する啓発媒体の周知を図ります。	（2）肝炎肝がんに関する普及・啓発 第2パラグラフ 府は、肝疾患診療連携拠点病院等と連携し、ホームページ等を活用した普及啓発に 取り組むとともに、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳「健康手帳エル」の普及方策を検討し、府民への肝炎肝がんに関する啓発媒体の周知を図ります。	パブリックコメント 意見を踏まえ修正 （意見24）

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
8	58頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆医療機関の連携・協力体制の整備	大阪オンコロジーセンター構想 イメージ図	大阪オンコロジーセンター構想 イメージ図	イメージ図に、二次医療圏毎の地域連携ネットワーク構築についての内容を反映



番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
9	<p>66頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆医療機関の連携・協力体制の整備 【1】がん拠点病院を中心とした集学的治療の推進</p>	<p>（2）専門医等の医療資源の把握と適正確保 集学的治療の実施にあたり、治療法の一つである放射線療法に関しては、放射線治療に関する機器を設置し、専門的な知識及び技能を有する医師や診療放射線技師、放射線治療に関する機器の精度管理等に携わる者を配置する必要があります。</p> <p>また、化学療法に関しても、専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師及び看護師を配置し、複数種類の腫瘍に対する抗がん剤治療を行う機能を有する部門を整備し、外来化学療法の提供も行う必要があります。</p> <p>そこで、府は、放射線療法及び化学療法の実施状況について、受療状況、診療実績、専門医数及び整備機器等を継続的に把握し、がん診療連携協議会において、将来の需要を予測し、がん拠点病院の役割分担や地域連携ネットワークを考慮した配置について検討します。</p>	<p>（2）専門医等の医療資源の把握と適正確保 集学的治療の実施にあたり、治療法の一つである放射線療法に関しては、放射線治療に関する機器を設置し、専門的な知識及び技能を有する医師や診療放射線技師、放射線治療に関する機器の精度管理等に携わる者を配置する必要があります。</p> <p>また、化学療法に関しても、専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師及び看護師を配置し、複数種類の腫瘍に対する抗がん剤治療を行う機能を有する部門を整備し、外来化学療法の提供も行う必要があります。</p> <p>そこで、府は、放射線療法及び化学療法の実施状況について、受療状況、診療実績、専門医数、放射線治療専門放射線技師や細胞検査士等のがん診療に従事する医療従事者数及び整備機器等を継続的に把握し、がん診療連携協議会において、将来の需要を予測し、がん拠点病院の役割分担や地域連携ネットワークを考慮した配置について検討します。</p>	<p>パブリックコメント意見を踏まえ修正（意見35）</p>

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
10	79頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆小児がん対策の充実	◆小児がん対策の充実 前文部分 第3パラグラフ 府としては、国の動向を踏まえながら、小児がん・AYA 世代のがん対策の推進に向けて、実態把握、がん医療の推進、相談支援・情報提供の充実を図っていきます。	◆小児がん対策の充実 前文部分 第3パラグラフ 府としては、国の動向を踏まえながら、 国において平成24年度に新たに指定した小児がん拠点病院と、府内の医療機関との連携により、 小児がん・AYA 世代のがん対策の推進に向けて、実態把握、がん医療の推進、相談支援・情報提供の充実を図っていきます。	平成25年2月に、小児がん拠点病院として府内2病院が指定されたことに伴う修正
11	79頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆小児がん対策の充実 【1】小児がんの実態把握の促進	(1) がん登録事業における小児がん情報把握の充実 府は、小児がんの実態把握の体制を強化するため、大阪府がん登録事業における情報収集項目に、2010年度から日本小児血液・がん学会が実施する項目を加えるとともに、今後、より一層、小児がんの全数把握に努めます。	(1) がん登録事業における小児がん情報把握の充実 府は、小児がんの実態把握の体制を強化するため、大阪府がん登録事業における情報収集項目に、2010年度から日本小児血液・がん学会が実施する項目を加えるとともに、 引き続き、がん登録情報の管理を徹底しながら、 今後、より一層、小児がんの全数把握に努めます。	パブリックコメント意見を踏まえ修正（意見45）

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
12	<p>80頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆小児がん対策の充実 【1】小児がんの実態把握の促進</p>	<p>（3）AYA世代の受療動向の把握とがん医療水準の向上 AYA世代のがんは、白血病、悪性リンパ腫、脳腫瘍を除くと肉腫がほとんどですが、肉腫の発生部位が様々であることから多岐にわたる診療科で治療が行われています。そのため、専門的な施設で診療されないことも多く、また、再発後の化学療法などの治療の受け皿がなく、がん難民になることも少なくありません。 この問題を解消するために、まず受療動向の把握が必要となることから、大阪府がん対策推進委員会小児がん部会（以下、「小児がん部会」とします。）で、動向把握の方策について検討します。その上で、府内において小児・AYA世代が適切な標準治療を受けることができるよう、診療連携体制の推進に努め、小児がん部会において取組内容の進捗評価等について協議します。</p>	<p>（3）AYA世代の受療動向の把握とがん医療水準の向上 AYA世代のがんは、白血病、悪性リンパ腫、脳腫瘍を除くと肉腫がほとんどですが、肉腫の発生部位が様々であることから多岐にわたる診療科で治療が行われています。そのため、専門的な施設で診療されないことも多く、また、再発後の化学療法などの治療の受け皿がなく、がん難民になることも少なくありません。 この問題を解消するために、まず受療動向の把握が必要となることから、大阪府がん対策推進委員会小児がん部会（以下、「小児がん部会」とします。）で、動向把握の方策について検討します。その上で、府内において小児がん拠点病院とがん拠点病院が連携し小児・AYA世代が適切な標準治療を受けることができるよう診療連携体制の推進に努め、小児がん部会において取組内容の進捗評価等について協議します。</p>	<p>平成25年2月に、小児がん拠点病院として府内2病院が指定されたことに伴う修正</p>

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
13	<p>80頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆小児がん対策の充実 【2】小児がん医療水準の 向上</p>	<p>（1）小児がん医療水準の向上 現在、府では、府指定拠点病院として「小児がん」の分野で1病院指定しています。この他、日本小児血液・がん学会が認定する専門医研修施設として、府内で8病院認定されており、いずれも国指定拠点病院もしくは府指定拠点病院が認定されています。（平成24年8月時点） また、日本小児外科学会の認定施設としても、10施設認定を受けており、そのうち9施設が国指定拠点病院もしくは府指定拠点病院に認定されています。（平成24年4月現在） 国基本計画で今回策定された小児がん拠点病院制度において、一定程度の集約と地域の小児がん医療の均てん化のバランスに配慮し、都道府県単位ではなく地域ブロックを設定し、全国で10機関程度指定される動きがあります。 府としては国の動向を踏まえつつ、今後、府内の小児がん医療水準をより一層向上させ、患者の受診機会の確保、緩和ケア体制の構築及び患者・家族が自分の生活圏の中に帰っても適切な標準治療を受けることができる環境を推進するため、小児がん関連の認定を受けている府内のがん拠点病院を中心とした地域の医療機関の連携・協力体制の整備を進めていくことも必要です。 そのため、がん拠点病院間で、相互訪問や症例検討などを通じた診療技術の向上や小児がん患者の長期フォローを含めた医療提供機能等の専門的な医療情報の共有を図るための仕組みづくりを検討するとともに、国が指定する小児がん拠点病院と府内のがん拠点病院との連携方策について検討します。</p>	<p>（1）小児がん医療水準の向上 基本計画で平成24年度から新たに創設された小児がん拠点病院制度は、一定程度の集約と地域の小児がん医療の均てん化に配慮し、都道府県単位ではなく、国内に7つの地域ブロックを設定し、全国で15機関、府内では、大阪府立母子保健総合医療センターと大阪市立総合医療センターが、近畿ブロックの小児がん医療の広域的な役割を担う小児がん拠点病院として指定されました。（平成25年2月時点） この小児がん拠点病院の他に、日本小児血液・がん学会が認定する専門医研修施設として、府内で6病院（平成24年8月時点）、日本小児外科学会の認定施設としても8病院（平成24年4月現在）が認定されており、そのほとんどが国指定拠点病院もしくは府指定拠点病院として指定されています。 今後、府内の小児がん医療水準をより一層向上させ、患者の受診機会の確保、緩和ケア体制の構築及び患者・家族が自分の生活圏の中に帰っても適切な標準治療を受けることができる環境を推進することが重要です。 そこで、府としては国の動向を踏まえつつ、小児がん拠点病院を中心に地域の医療機関との連携・協力体制の整備について取り組んでいきます。 また、小児がん拠点病院を中心に、がん拠点病院間で、相互訪問や症例検討などを通じた診療技術の向上や人的交流等により、小児がん患者の長期フォローを含めた医療提供機能等の専門的な医療情報の共有を図るための仕組みづくりを検討するとともに、小児がん拠点病院とがん拠点病院との連携方策について検討します。</p>	<p>平成25年2月に、小児がん拠点病院として府内2病院が指定されたことに伴う修正</p>

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
14	81頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆小児がん対策の充実 【3】情報提供・相談支援 の充実	(1) 都道府県拠点病院等における情報提供の充実 「がん診療NOW」と連携し、がん拠点病院・連携病院からの情報提供を推進するとともに、患者団体等とも協力しながら、府民への啓発・広報のあり方や学校と連携した「いのちの大切さ」についての教育活動のあり方等について小児がん部会において検討を行い、今後、小児がんに関する情報提供を充実していきます。	(1) 小児がん拠点病院及び都道府県拠点病院等における情報提供の充実 小児がんに関する府民への情報提供については、小児がん拠点病院を中心に取り組むとともに、都道府県拠点病院がホームページに掲載している「がん診療NOW」と連携する等、がん拠点病院との連携により充実を図っていきます。 また、患者団体等とも協力しながら、府民への啓発・広報のあり方や学校と連携した「いのちの大切さ」についての教育活動のあり方等について小児がん部会において検討を行い、今後、小児がんに関する情報提供を充実していきます。	平成25年2月に、小児がん拠点病院として府内2病院が指定されたことに伴う修正
15	82頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆小児がん対策の充実 2 取組目標	(2) 小児がん医療提供体制の推進 府は、小児がんの医療提供体制の推進にあたっては、国の小児がん拠点病院指定の動向を踏まえつつ、既存の国指定拠点病院及び府指定拠点病院制度を活用しながら、府域全体の医療ネットワークを構築し、小児及びAYA世代のがん患者がもれなく適切な治療が受けられるよう努めます。	(2) 小児がん医療提供体制の推進 府は、小児がんの医療提供体制の推進にあたっては、小児がん拠点病院を中心に地域の医療機関と、人的交流も含めて協力しながら府域全体の医療ネットワークを構築し、小児及びAYA世代のがん患者がもれなく適切な治療が受けられるよう努めます。	平成25年2月に、小児がん拠点病院として府内2病院が指定されたことに伴う修正
16	82頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 医療提供体制の推進 ◆小児がん対策の充実 2 取組目標	(3) 情報提供・相談支援の充実 国指定拠点病院及び府指定拠点病院の中で、小児がんに関する学会等での認定施設をはじめ、小児がん医療に対応できるがん拠点病院においては、小児がんに関する医療提供機能について、ホームページ等を活用し、府民目線の情報提供の充実を図るとともに、相談支援窓口においても小児がんに関する相談支援体制の充実を図り、府民サービスの向上を推進します。	(3) 情報提供・相談支援の充実 小児がん拠点病院や小児がん医療に対応できるがん拠点病院においては、小児がんに関する医療提供機能についてホームページ等を活用し情報提供に取り組むとともに「がん診療NOW」と連携する等、府民がこれらの情報を容易に入手できる仕組みを構築します。 また、これらの病院の相談支援窓口においても小児がんに関して患者及び家族のこころのケアに配慮した相談支援体制の充実を図り、府民サービスの向上を推進します。	平成25年2月に、小児がん拠点病院として府内2病院が指定されたことに伴う修正

番号	修正箇所	修正前（パブリックコメント時）	修正後	修正理由
17	83頁 V 分野別の取組 がん医療の充実 評価体制の推進 ◆がん登録の充実	◆がん登録の充実 前文部分 第4パラグラフ 今後も、引き続き、大阪府がん登録の精度向上を推進するとともに、がんの実態を踏まえたがん対策を企画し、喫煙対策（喫煙率の激減、受動喫煙防止）やがん検診の充実（早期発見・早期治療）、がん医療の均てん化（府民が均しく標準的ながん医療が受けられるような体制の充実）を図った上で、各取組について疫学的見地から科学的根拠を踏まえて評価します。	◆がん登録の充実 前文部分 第4パラグラフ 今後も、引き続き、大阪府がん登録の精度向上を推進するとともにがん登録情報の管理を徹底し、がんの実態を踏まえたがん対策を企画し、喫煙対策（喫煙率の激減、受動喫煙防止）やがん検診の充実（早期発見・早期治療）、がん医療の均てん化（府民が均しく標準的ながん医療が受けられるような体制の充実）を図った上で、各取組について疫学的見地から科学的根拠を踏まえて評価します。	パブリックコメント意見を踏まえ修正（意見45）
18	83頁 V 分野別の取組 がん対策の新たな試み 2 大阪府がん対策基金について	2 大阪府がん対策基金について 大阪府がん対策基金は、第二期計画の期間中に広く府民の皆様からいただいた寄付をもとに、がんの予防及び早期発見の推進などの事業を実施し、がん対策の充実に活かします。	2 大阪府がん対策基金について 大阪府がん対策基金は、がんの予防及び早期発見の推進その他がん対策の推進に資するため、第二期計画の期間中に広く府民の皆様からいただいた寄付をもとに、がん検診の普及啓発や在宅療養などの事業を、公募方式も取り入れて実施し、がん対策の充実に活かします。	がん対策基金条例施行を踏まえ、記載を追加